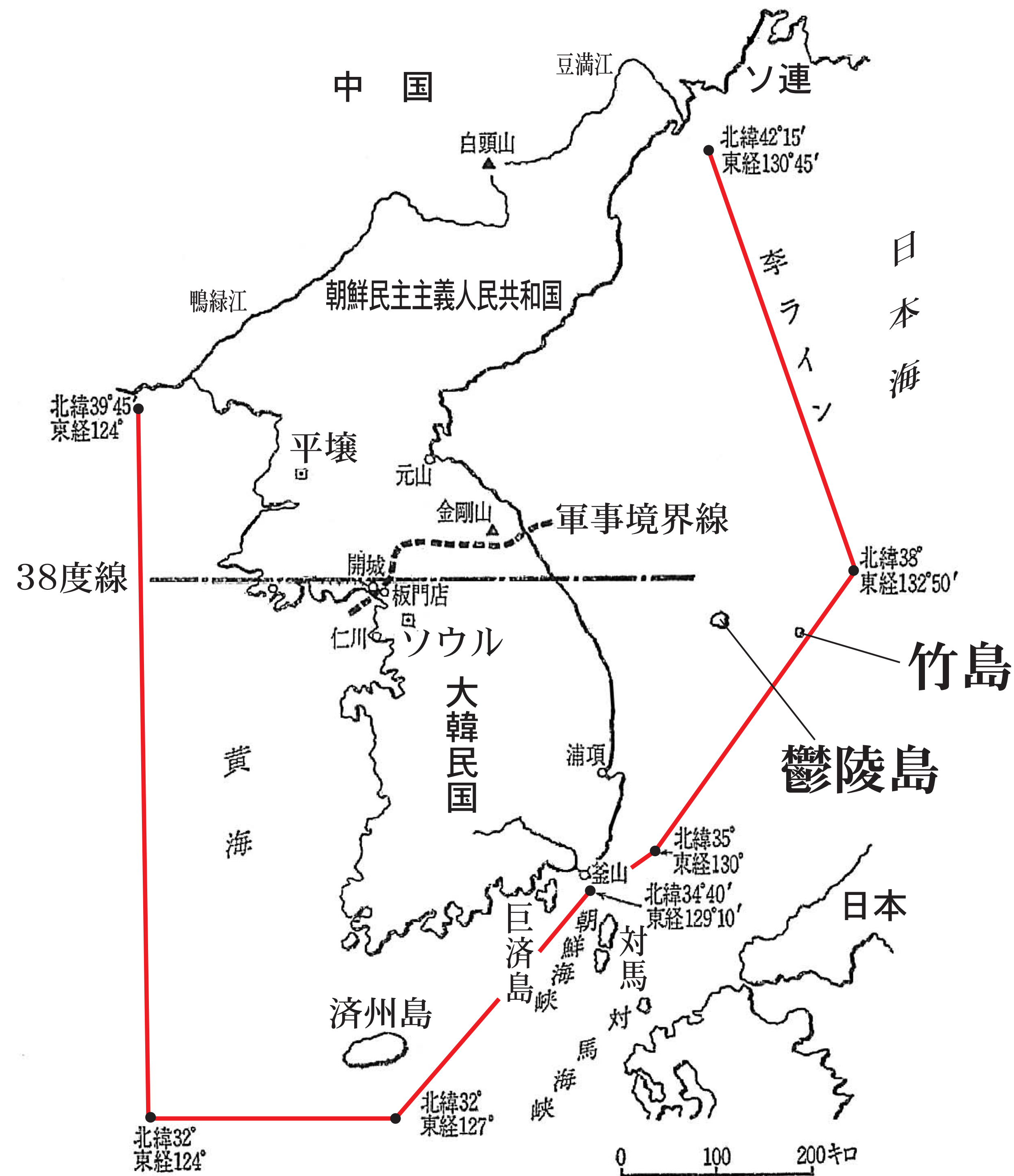


韓国により引かれた李承晩ライン

1952(昭和27)年1月18日設定

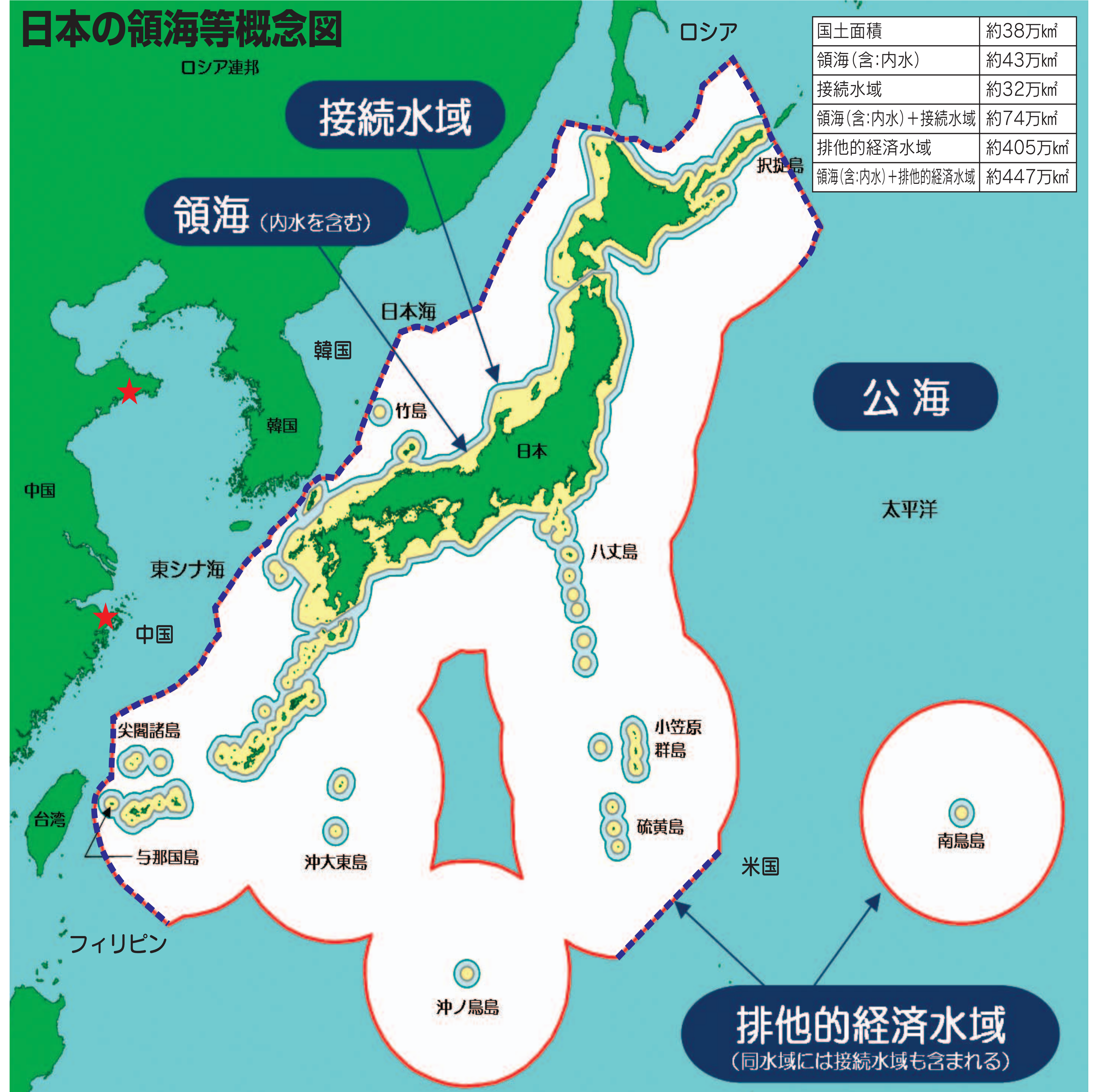


松本博一『激動する韓国』、岩波書店、1956年より作成

「李承晩ライン」の設定と韓国による竹島の不法占拠

1. 1952(昭和27)年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」当時の国際法(領海は3海里以内)に反して一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。
2. 1953(昭和28)年3月、日米合同委員会で竹島の在日米軍の爆撃訓練区域からの解除が決定されました。これにより、竹島での漁業が再び行われることとなりましたが、韓国人も竹島やその周辺で漁業に従事していることが確認されました。同年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から撤去するよう要求した海上保安庁巡視船が、鬱陵島住民により結成され、武装して竹島を警備していた「独島義勇守備隊」によって銃撃されるという事件も発生しました。
3. 翌1954(昭和29)年6月、韓国内務部は韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表しました。同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が、韓国の沿岸警備隊の船から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島付近に派遣されていることが確認されました。

現在の日本の領域



海上保安庁資料より(点線部分是新藤義孝加筆)

サンフランシスコ平和条約によって確定した領土に加えて、上記地域が本土に復帰しており、現在の日本領土となっている。

- ・奄美群島：1953(昭和28)年12月25日復帰
- ・小笠原群島(火山列島、西之島、南鳥島、沖ノ鳥島を含む)：1968(昭和43)年6月26日復帰
- ・琉球諸島(大東諸島を含む)：1972(昭和47)年5月15日復帰